

委 託 契 約 書 (案)

1. 委 託 名 貝塚市久保地区住居表示及び小瀬一丁目への区域編入
業務委託 (その5)

2. 委 託 地 貝塚市 久保、小瀬 地内

3. 委 託 料

うち消費税額等

4. 契約期間 令和8年 月 日から
令和9年3月25日まで

上記の業務について、貝塚市を甲とし、〇〇を乙として、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 大阪府貝塚市畠中一丁目17番1号
貝塚市
貝塚市長 牛尾治朗 印

乙

印

(総則)

- 第1条 甲は、頭書1の業務を頭書3の金額で乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。
- 2 甲は、乙に対して、別冊仕様書において本委託業務の概要を指示するものとする。
- 3 甲は、必要と認めたときは資料の指示等、適宜の措置を講ずるものとし、乙は、資料及び甲の指示に従って、頭書4の期間内に委託業務を完了しなければならない。
- 4 乙は、天災事変、その他乙の責に帰することができない事由又は正当な事由により、期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を詳記して期間の延長を願い出ることができる。この場合において、甲は、その願い出を相当と認めたときは、これを承諾するものとする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) この契約による債務の履行を保証する履行保証証券（履行ボンド）による保証
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (4) この契約による債務の不履行による損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、委託料の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第3条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

(再委託の禁止)

- 第4条 乙は、委託業務の全部、若しくは主要部分を第三者に再委託し、又は請負わせてはならない。ただし、事前に甲に対して書面で申請し、承諾を得たときはこの限りでない。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、委託業務で個人情報を取り扱うときには、あらかじめ特定した作業場所において紛失、破損、漏洩のないよう必要な措置を講じ厳重に取り扱うものとする。

2 乙は、委託業務に従事する乙の従業員等が個人情報を前項の作業場所の外に持ち出すときは、事前に甲に対して書面で申請し、承諾を得なければならない。

3 乙及び乙の従業員等（乙の従業員等であった者を含む。）は、この契約によって知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(資料等の返還等)

第6条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、本委託業務を実施するために甲から提供され、若しくは自らが収集し、又は作成した資料等は、速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(検査)

第7条 乙は、本委託業務が完了したときは、その旨を、書面をもって甲に届け出なければならない。

2 甲は、前項の届け出があったときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

3 成果品の引渡しは、前項の検査に合格したときをもって、完了したものとする。

(委託業務の内容変更等)

第8条 甲は、必要があるときは、本委託業務の内容を変更、若しくは本委託業務を中止、又は一時中断することができる。この場合において、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により、これを定める。

(前払金)

第9条 乙は、保証事業会社と委託期間を保証期間とする保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、委託料の10分の3（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）以内の額の前払金を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に乙に支払わなければならない。

3 乙は、委託料が著しく増額された場合は、増額後の委託料の10分の3から、受領済みの

前払金額を、差し引いた後の前払金の支払いを甲に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 乙は、委託料が著しく減額された場合は、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の3を超えるときは、委託料が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、超過額を返還することが、前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還額を定めるものとする。

5 甲は、乙が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定める率により計算した額の遅延利息を乙に請求することができる。

（委託料の支払い）

第10条 乙は、第7条第3項による成果品の引渡しを完了したときは、甲の定める手続きに従って、委託料の支払いを甲に請求するものとする。

2 第9条に基づく前払金を支払っている場合は、前項の請求額は、委託料から前払金を除いた額とする。

3 甲は、前項の支払い請求があったときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。

4 甲の責に帰すべき事由により、前項の規定による委託料の支払いが遅れた場合は、乙は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率により算出した遅延利息を甲に請求することができる。

（保証契約の変更）

第11条 乙は、委託料について、増額又は減額をした場合は、直ちに、第2条に規定する契約の保証の内容を変更しなければならない。

2 第2条第1項第1号に基づく契約保証金を納付している場合は、委託料を減額したとしても返還しない。

3 乙は、委託期間の延長又は短縮が生じた場合は、その旨を保証会社（第2条第1項第3号

又は第4号に基づく契約を締結している場合に限る。)に、直ちに通知するものとする。

(前払金の使途等)

第12条 乙は、前払金を材料費、労務費、損料、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、その他甲が必要と認めた経費以外の支払いに充当してはならない。

(成果品の契約不適合、補正及び帰属)

第13条 甲は、第7条第3項に規定する成果品の引き渡し完了後、委託業務の内容が契約に適合していないと判断された場合は、乙に対して相当の期間を定めて、契約内容に適合するよう補正を請求できる。また、補正に替え、又は補正とともに損害の賠償を請求することを妨げない。

2 甲は、委託業務の内容が契約に適合していないことを知った時から1年以内に、乙に対して、その旨を通知しなければ、前項の請求ができない。ただし、乙が成果品の引き渡し時にその不適合を知り、又は重大な過失により知らなかった場合は、この限りでない。

3 引渡しを完了した成果品は、全て甲の所有とし、乙は、甲の承諾を受けないでこれを公表し、又は使用してはならない。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、委託期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由によらないで相当の期間、作業着手しないとき。

(3) 貝塚市暴力団排除条例(平成24年貝塚市条例第23号)、貝塚市暴力団排除条例施行規則(平成24年貝塚市規則第18号)及び貝塚市公共事業等暴力団排除措置要綱(平成24年10月1日施行)に規定する契約解除条項に該当するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合は、甲は違約金として委託料の100分の5に相当する額を徴収できるものとし、損害があるときはその損害を賠償させることができる。

3 前項の場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供

が行われているときは、甲は当該保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(乙の解除権)

第 15 条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反により業務を完成することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(合意管轄)

第 16 条 本契約に関する一切の紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意する。

(補 則)

第 17 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。